

## 四国圏広域地方計画学識者会議規約（案）

## （名称）

第 1 条 本会議は、四国圏広域地方計画学識者会議（以下「学識者会議」という。）と称する。

## （目的）

第 2 条 学識者会議は、四国圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）の求めに応じ、四国圏における国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）第 9 条に規定する広域地方計画（以下「四国圏広域地方計画」という。）を定めるために協議会で行われる協議において、専門的な見地から意見を述べることを目的とする。

## （組織）

第 3 条 学識者会議は、別表に掲げる学識者（以下「委員」という。）で組織する。

2 委員は非常勤とし、その任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

## （座長）

第 4 条 学識者会議に座長及び座長代理を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、学識者会議を代表する。

3 座長代理は、座長に事故があるときにその職務を代理する。

## （運営）

第 5 条 学識者会議は、座長が召集する。

2 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を徴することができる。

## （庶務）

第 6 条 学識者会議の庶務は、四国圏広域地方計画推進室において処理する。

## （雑則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、学識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

## （施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

改正 平成 26 年 12 月 1 日

## （設立時委員の任期特例）

第 2 条 学識者会議設立時の委員においては、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、その任期を最初の四国圏広域地方計画が定められた日の属する年度の末日までとする。

## （協議会設置までの読み替え）

第 3 条 協議会の設立の時まで、この規約で「四国圏広域地方計画協議会」または「協議会」とあるものは、「四国圏プレ広域地方計画協議会」または「プレ協議会」と読み替えるものとする。

別表

四国圏広域地方計画学識者会議委員名簿

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

植田 貴世子	株式会社クラッシー代表取締役
大南 信也	特定非営利活動法人グリーンバレー理事長
垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授
柏谷 増男	愛媛大学名誉教授
川田 勲	高知大学名誉教授
近藤 光男	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
坂本 世津夫	愛媛大学社会連携推進機構教授
鈴木 茂	松山大学経済学部教授
高嶋 伸子	香川県立保健医療大学教授
谷 益美	Office 123 代表
豊田 哲也	徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部教授
中橋 恵美子	特定非営利活動法人わははネット理事長
中矢 雄二	愛媛大学名誉教授
那須 清吾	高知工科大学マネジメント学部長

(敬称略、50音順)